

盛岡駅西口複合施設整備基本構想（案）作成業務委託公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 7 年 3 月 14 日

盛岡市長 内 舘 茂

1 趣旨

盛岡市（以下「発注者」という。）は、「盛岡駅西口複合施設整備基本構想（案）作成業務委託」（以下「本業務委託」という。）の委託候補者の選定に関し、公募型プロポーザル実施要領に基づき、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

盛岡駅西口複合施設整備基本構想（案）作成業務委託

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 31 日まで

(3) 業務の目的

別紙仕様書のとおり。

(4) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(5) 発注者

盛岡市

(6) 委託料上限額

3,000,000円（消費税額及び地方消費税含む。）

3 提案者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者。以下「提案者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の

申立てを受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (3) 直近2年間の国税(法人税、事業税、消費税及び地方消費税等)及び盛岡市税を滞納していない者であること。
- (4) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) 盛岡市業務委託等資格者名簿(大分類―調査・検査・測定、中分類―調査・統計)に登録している者、又は過去5年間に於いて本業務委託と類似した業務を受注した実績を有する者であること。

なお、類似した業務とは、国や地方公共団体が発注した複合施設やまちづくりに係る基本構想や基本方針、基本計画等の策定支援業務のことをいう。

4 担当部署

- (1) 郵便番号 020-8531
- (2) 住所 岩手県盛岡市若園町2番18号
- (3) 担当課 盛岡市商工労働部経済企画課
- (4) 電話番号 019-613-8389
- (5) ファクス 019-626-4153
- (6) 電子メール keizai@city.morioka.iwate.jp

5 公募資料等の交付

- (1) 交付期間 公告の日から令和7年4月10日(木)まで
- (2) 交付方法 盛岡市ホームページにおいてダウンロード配布する。

6 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出すること。

- (1) 様式一覧
必要書類は盛岡市ホームページから入手すること。

項番	提出書類	様式
1	プロポーザル参加申込書	様式第1－1号
2	グループ申請構成書	様式第1－2号
3	組織等に関する調書	様式第2号
4	業務実績書	任意様式
5	業務実施体制図	様式第3号
6	盛岡市が保有する税情報及び住民基本台帳の記録の照会・確認することの同意書	様式第4号
7	申立書	様式第5号
8	申請する団体の役員等名簿	様式第6号
9	企画提案書	様式第7号
10	提案内容詳細	任意様式
11	見積書(提案上限額(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内の見積金額を記載すること。)	任意様式
12	見積内訳書(項目、数量、単価及び諸経費等がわかるように記載すること。)	任意様式

(2) 申込書類

申込書類	部数	提出期限
ア プロポーザル参加申込書（様式第 1 － 1 号）	原本各 1 部	3 月 31 日 （月）
イ 組織等に関する調書（様式第 2 号）	電子ファイル 1 式及び紙書 類各 11 部	
ウ 業務実績書（任意様式） （類似した業務実績がある場合のみ）		
エ 業務実施体制図（様式第 3 号）		
オ 提案資格を有していることを証明する次の書類 （ア）履歴事項全部証明書（直近 6 か月以内のもの）の写し （法人の場合のみ） （イ）定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、代表者の決定、総会等の運営、財産の管理等の定めがある書類）の写し （ウ）国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書 （エ）盛岡市が保有する税情報及び住民基本台帳の記録の照	原本各 1 部	

申込書類	部数	提出期限
会・確認することの同意書（様式第4号） ※（ウ）及び（エ）について、直近（納付期限が到来しているものを指す。）の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第5号）を提出してください。 ※ 現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている法人及びその他の団体については、オの書類提出を不要とします。		
カ 申請する団体の役員等名簿（様式第6号） ※ 現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている法人及びその他の団体については、カの書類提出を不要とします。		

（グループで申し込む場合は、上記ア～ウに加えて下記エ～カの書類を提出してください。）

申込書類（グループで申し込む場合）	部数	提出期限
キ グループ申請構成書（様式第1－2号）	原本各1部	3月31日（月）
ク グループの代表者、代表権限、意思決定の手続等グループの組織に関する取決めを記載した書類		3月31日（月）
ケ グループを構成するすべての法人及びその他の団体ごとに上記ウ、オ及びカの書類	それぞれウ、オ及びカのとおり。	3月31日（月）

（3）提案書類

提案書類	部数	提出期限
コ 企画提案書（様式第7号）	電子ファイル 1式及び紙書 類各11部	4月10日（木）
サ 提案内容詳細		
シ 見積書		
ス 見積内訳書		

（4）提出先等

項目	内容
提出期限	申込書類：令和7年3月31日（月）午後5時まで（必着） 提案書類：令和7年4月10日（木）午後5時まで（必着）
提出先等	郵便番号 020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号 盛岡市商工労働部経済企画課 あて
提出方法	ア 各提出書類を電子ファイル(PDF)及び紙書類で提出すること。

	イ 電子ファイルの提出は電子メールを経済企画課課メールあてに提出すること。提出の際はファイルの圧縮を行い、パスワードを設定のこと。容量上限は10MBとし、これを超える場合は分割すること。 ウ 紙書類の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出すること。 エ 郵送の場合は、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。 オ 送料は、提案者の負担とする。 カ 発注者は、郵送中の破損、遅延等の責任を負わないものとする。
--	--

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け付けする。質問書(様式第8号、ワードファイル形式)に必要な事項を記入の上、電子メールにより提出すること。提出後は、必ず電話により提出の確認を行うこと。

(1) 質問受付期間 令和7年3月21日(金)正午まで

(2) 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和7年3月28日(金)(予定)までに、盛岡市ホームページに掲載し、公表する。

ア 類似同様の質問は、まとめて一つの回答とすることがある。

イ 事業者選定に公平を保てない質問の場合は、回答しないことがある。

(3) 電子メールアドレス keizai@city.morioka.iwate.jp

8 選定方法

(1) 資格要件の確認

資格要件の確認については、経済企画課内で確認する。

(2) 1次審査(書類審査)

ア 提案者が5者以下の場合は、資格要件を有する全ての提案者を対象に書類審査を実施し、2次審査の対象者とする。なお、提案者が1者の場合、書類審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合は、本プロポーザルを実施する。

イ 提案者が6者以上の場合は、審査要領に基づき書類審査を実施し、得点が高い上位5者を2次審査の対象者とする。

(3) 2次審査(プレゼンテーション)

ア 提案者による選定委員へのプレゼンテーション及び選定委員から提案者へのヒアリングにより審査する。なお、プレゼンテーションの場所は、盛岡市役所別館4階403会議室を予定しているが、ウェブ会議システム(発注者がT e a m s 又はZ o o mによる会議室を設定予定)とする場合がある。ウェブ会議システムの場合は、提案者がプレゼンター

ションのシステム環境及び通信環境を用意するものとする。

イ 審査の順番は、原則として提案書類の提出順とは逆の順番で行う。

ウ 審査要領に定める審査項目等に従い採点を行い、総合得点の最も高い提案者を最優先交渉者として、次に総合得点が高い提案者を次点順位者として選定する。ただし、総合得点在同一の提案者が複数いる場合は、審査要領に定める選定方法により最優先交渉者を選定する。

エ 提案者が1者のみの場合、各選定委員の得点を合算した値が最低基準点(各選定委員の持ち点を合算した値(満点)の6割)を満たすときは、当該者を最優先交渉者として選定する。

オ 審査の結果、それぞれの合計得点が審査要領の別表第2に定める点数全体の60%を超える者がいない場合には、選定しない。

9 選定結果の通知

(1) 1次審査(書類審査)

ア 提案書等を提出した全員に審査結果を通知する。また、2次審査の対象となる提案者には、審査結果の通知に併せてプロポーザル審査会出席要請書により通知する。

イ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 2次審査(プレゼンテーション)

2次審査の選定結果は、提案者の採点結果と併せて、速やかに電子メール等で通知する。また、選定結果に対する異議は認めない。

10 留意事項

- (1) 提案者は、本要領等に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへ参加すること。
- (2) 業務の一部について再委託することは可能とする。ただし、再委託の相手方は3 資格要件(1)から(5)の要件を満たすことを提案者が確認すること。また、主たる業務(総合的企画、業務遂行管理等)の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託についても認めない。
- (3) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提案者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 本業務を委託する相手方の決定は、特定された最優先交渉者を対象として、業務内容及び仕様書等の契約内容を発注者と協議した上で決定するものであり、最優先交渉者の選定をもって、提案者の提案内容の全てを了承するものではなく、また、本業務を委託する相

手方を決定するものではない。

(6) 次のいずれかに該当した者は失格とし、提出書類に虚偽の記載をしたものと発注者が判断した場合には、提案書等を無効とする。

ア 虚偽の記載をした者

イ 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

ウ 本プロポーザルを公告した以後、選定委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者

エ 見積金額が提案上限額を超える者

(7) 災害等の影響により、本プロポーザルの日程及び選定方法等の必要な項目を変更する場合がある。

(8) 本公募において示す基本構想(案)骨子は公募開始時点のものであり、今後基本構想(案)の作成過程において変更が生じる場合がある。

(9) 本委託業務により作成する基本構想(案)を基に、今後サウンディング調査を委託により実施する予定であるが、本委託業務の受託により、当該サウンディング調査における随意契約を約束するものではない。また同様に、本委託業務を受託した場合においても、サウンディング調査への参加を制限するものではない。

(10) 令和7年度当初予算において予算措置がされない場合、本プロポーザルは実施されないことがある。